

「奈良県砂防指定地等内行為技術審査基準(案)」改定の概要

1. 奈良県砂防指定地等内行為技術審査基準(案) 改定の経緯

- **砂防指定地内等（※1）で土地改変等の制限行為（※2）を行う場合は、奈良県砂防指定地等管理条例等に基づく許可が必要。**
（※1） 砂防指定地（砂防法）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
（※2） 土地の掘削・盛土・切土、建築物又は工作物の新築・増改築・除却、立木竹の伐採 等
- **奈良県では、許可の可否を審査する際の基準として、国が定めている審査基準（砂防指定地及び地すべり防止区域内における開発審査基準(案)（以下、「国審査基準」）という）をもとに、「奈良県砂防指定地等内行為技術審査基準(案)」(以下、「本審査基準」という)を規定。**
- 今般、**国審査基準が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という）等との取り扱いを整理するために令和7年3月に改定されたことを踏まえ、奈良県においても本審査基準を改定。**

2. 主な改定内容

第1編 砂防指定地内行為技術審査基準（案）

<目次> 1. 趣旨 2. 基本方針 3. 土工 4. 排水施設 5. 沈砂池 6. 工事中の防災 7. 工作物等の設置 8. その他の行為

- 3. 土工：治水上砂防への悪影響を防止するための**国審査基準及び盛土規制法関係基準を準用。**
 - ▶ 仮置きする土石の対策や軟弱地盤対策を新たに規定。
 - ▶ 盛土における敷均しの厚さを具体化する等、審査基準を明確化。
- 7. 工作物等の設置：**太陽光発電設備の設置についての審査基準を追加。**
 - ▶ 「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」（令和5年5月25日関係省庁申合せ）を適用。



第2編 地すべり防止区域内行為技術審査基準（案）

<目次> 1. 趣旨 2. 基本方針 3. 制限行為の概要 4. 制限行為の審査基準

- 4. 制限行為の審査基準
 - ▶ 原則として砂防指定地内行為技術審査基準（案）を充足するよう、準用規定を新設。（「土工」、「排水施設」、「工事中の防災」等）
 - ▶ 基準と解説を整理。



第3編 急傾斜地崩壊危険区域内行為技術審査基準（案）

<目次> 1. 趣旨 2. 基本方針 3. 土工 4. 排水施設 5. その他の行為

- 2. 基本方針
 - ▶ 原則として砂防指定地内行為技術審査基準（案）を充足するよう、準用規定を新設。（「土工」、「沈砂池」等）
 - ▶ 砂防指定地内行為技術審査基準（案）と重複する記載を削除。



附則：施行時期

パブリックコメント実施後に周知期間を踏まえ、令和7年度中に施行（予定）